

伊達市男女共同参画審議会 委員名簿

No	氏名	性別	所属・役職	区分
1	ふじの 藤野 美都子	女	福島県立医科大学 医学部人間科学講座 教授	専門的な知識経験を有する者
2	せきね 関根 隆夫	男	伊達市社会教育委員 委員	専門的な知識経験を有する者
3	かとう 加藤 麻子	女	伊達市民活動支援センター 職員	専門的な知識経験を有する者
4	たかはし 高橋 保	男	伊達市民生児童委員協議会 会長	関係団体に所属する者
5	かんの 菅野 吉	女	伊達市連合婦人会 庶務	関係団体に所属する者
6	ゆ さ 遊佐 範子	女	保原町女性団体連絡協議会 上保原婦人会長	関係団体に所属する者
7	すぎした 杉下 英世	男	伊達地区連合 副議長	関係団体に所属する者
8	さ さ き 佐々木 誠	男	伊達市 PTA 連絡協議会 会長	関係団体に所属する者
9	みうら 三浦 裕子	女	一般市民	一般公募による者

アドバイザー

No	氏名	性別	所属・役職	区分
	おかべ 岡部 貴敏	男	福島県男女共生センター 事業課 主査	男女共同参画に関して実践的に取り組んでいる機関

伊達市男女共同参画推進条例（関係条文抜粋）

（組織）

第 13 条 審議会は、委員 10 人以内で組織し、男女のいずれか一方の委員の数は委員の総数の 10 分の 4 未満とならないものとする。

2 委員は、見識を有する者及び公募に応じた市民のうちから、市長が委嘱する。

（委員の任期）

第 14 条 審議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。